

合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

社団法人京都府木材組合連合会

平成25年 8月 2日

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

平成17年7月には英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意したG8環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成24年6月18日経済産業省告示第139号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

これらのようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、円滑に、かつ秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が

その証明に取り組むに当たって、また、違法伐採対策として合法性、持続可能性が証明された木材の供給を推進すべく、合法性、持続可能性の証明及び間伐材の確認に関する平成18年8月10日公表「違法伐採に関する自主的行動規範」及び平成21年8月10日公表「間伐材チップの確認に関する自主的行動規範」に、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する内容を併せた自主行動規範を制定し、ここに公表する。

(合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明及び間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定)

林野庁が先に策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「間伐材チップの確認のためのガイドライン」と併せて平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」のそれぞれに示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)をまとめ、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、社団法人京都府木材組合連合会の会員事業者の認定を行い、「合法性・持続可能性」「間伐材の確認」及び「間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマス」であることが証明された、木材・木材製品・間伐材・木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

社団法人京都府木材組合連合会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

社団法人京都府木材組合連合会は、発電利用に供する木質バイオマスの利用に当たっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。